

近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (28.1.15 時点)	修正後
<p data-bbox="248 325 976 357">近江の地酒でもてなし、その普及を促進する<u>ための</u>条例</p> <p data-bbox="163 679 1070 831">近年、国内外から日本酒への関心が高まっている中で、本県における日本酒の地位を高めていくとともに、日本を代表する酒としての日本酒のブランドを向上させ、日本酒を海外に発信していく必要がある。</p> <p data-bbox="577 855 685 887">(中 略)</p> <p data-bbox="163 914 1070 1241">私たちは、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、県民経済の健全な発展と豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、<u>近江の地酒でもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例を制定する。</u></p>	<p data-bbox="1240 325 1879 357">近江の地酒でもてなし、その普及を促進する条例</p> <p data-bbox="1155 443 2063 655"><u>古くから近江と称された本県を拠点として全国で活躍した近江商人は、各地で日本酒をはじめとする醸造業を営み、日本酒を中心とした文化の育みと地域経済の発展に寄与し、全国の蔵元の中には、近江商人ゆかりの蔵元も少なくない。</u></p> <p data-bbox="1155 679 2063 831">近年、国内外から日本酒への関心が高まっている中で、本県における日本酒の地位を高めていくとともに、日本を代表する酒としての日本酒のブランドを向上させ、日本酒を海外に発信していく必要がある。</p> <p data-bbox="1570 855 1677 887">(中 略)</p> <p data-bbox="1155 914 2063 1417">私たちは、肥沃な農地、豊富な水資源等の豊かな自然の恩恵の下で、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、県民経済の健全な発展と豊かで潤いのある県民生活の形成に資するよう、<u>もてなしにおける酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発等の取組を行うことにより、近江の地酒を積極的に使用してもてなし、その普及を促進していくことを決意し、ここに近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例を制定する。</u></p>

近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (28.1.15 時点)	修正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、<u>近江の地酒でもてなし</u>、その普及の促進を図り、もって県民経済の健全な発展および豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(近江の地酒の需要の拡大等)</p> <p>第5条 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深め、近江の地酒でもてなし、その需要を拡大するため、近江の地酒の需要に関する最新の状況を把握し、適切な情報の提供、<u>近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発、多様な需要に応じた商品の販売、商談会等の開催の促進</u>その他必要な措置を講ずるものとする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、琵琶湖を取り巻く豊かな自然の恵みは県民の宝であり、このような自然環境から誕生した近江の地酒の価値を再認識するとともに、本県の経済、文化等に果たしている役割の重要性に鑑み、近江の地酒が果たしている役割、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深めつつ、<u>近江の地酒を積極的に使用してもてなし</u>、その普及の促進を図り、もって県民経済の健全な発展および豊かで潤いのある県民生活の形成に寄与することを目的とする。</p> <p>第2条～第4条 省略</p> <p>(近江の地酒の需要の拡大)</p> <p>第5条 県は、発酵品をはじめとする本県の食文化の歴史等に対する理解を深め、近江の地酒でもてなし、その需要を拡大するため、近江の地酒の需要に関する最新の状況を把握し、<u>もてなしに係る酒類の選定に当たっての近江の地酒の使用の促進、近江の地酒に関する適切な情報の提供</u>、近江の地酒の需要の拡大に向けた啓発その他必要な措置を講ずるものとする。</p>

近江の地酒でもてなし、その普及を促進するための条例案（たたき台） 修正対照表

修正前 (28.1.15 時点)	修正後
<p>第6条・第7条 省略</p> <p>(個人の嗜好および意思の尊重等)</p> <p>第8条 県、県民等、事業者その他関係者は、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するに当たっては、個人の嗜好および意思を十分に尊重するとともに、健康への影響に配慮するものとする。</p> <p>付則 省略</p>	<p>第6条・第7条 省略</p> <p>(個人の嗜好等の尊重等)</p> <p>第8条 県、県民等、事業者その他関係者は、近江の地酒でもてなし、その普及を促進するに当たっては、個人の嗜好および意思を十分に尊重することを旨とし、飲酒の強要がないようにするとともに、健康への影響に配慮するものとする。</p> <p>付則 省略</p>